

第1部



暮らしと社会の安定に向けた自立支援



※第1部は、おおむね2009（平成21）年7月までの動き、統計資料に基づき記述している。

第1章

個人の自立とセーフティネット

第1節 自立した生活の経済的基盤のためのセーフティネット

我が国社会は経済的危機に直面し、多くの人が職を失い、社会保障の持つセーフティネットの機能に対するニーズが差し迫ったものとなっている。

すべての人にとって、自己の能力を最大限に発揮し、個性をいかして生きていくことは、人生の充実という観点から大切なことである。そして、働く意欲のある人誰もが、その能力を発揮できるようにすることは、我が国の経済活力の維持にとって重要であるとともに、社会保障の支え手となるという観点からも重要であり、セーフティネットが有効に機能することにもつながる。

しかし、昨今、厳しい経済情勢の中で、自立に困難を抱える人たちがいる。

例えば、若者は、未来に希望を持って自らの能力をいかし、希望の実現に向かって努力する年齢層である。しかし、若者の雇用情勢については、フリーター数が5年連続して減少しているものの、年長フリーター（25～34歳）などは依然として多く、いわゆる就職氷河期に正社員となれなかった若者も30歳代半ばを迎える状況となっている。こうした若者が、できる限り早期に安定雇用が実現できないと、将来の自立が一層困難になる懸念があり、本来社会保障の支え手となることが期待される者が支えられる側に回るおそれがある。我が国の経済活力を維持する観点からも、将来を担う若者が安定した職に就き、自立して活躍することができるよう支援を行う必要がある。

また、障害者、母子家庭の母等、社会的支援を必要とする人々がいる。

障害者については、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行うことが必要であるが、それとともに、働く意欲を有するすべての障害者とその意欲と能力に応じて働けるようにすることは、障害者の生きがいとともに社会を支えるという観点からも重要である。また、必ずしも十分な所得を得ることができない場合には、所得保障等により、障害者が安定した生活が送れるよう支援することも重要である。

また、母子家庭については、母親が一人で子どもを養育しつつ生活を成り立たせなければならず、就業が難しい場合や制限される場合がある。このため、子どもの健全な成長の観点も踏まえつつ、生活面の支援や経済的な支援を行いながら、就業支援を行うことで総合的に自立を支援することが重要である。

こうした人々に対しては、生活支援と就労支援とを両面から行うことにより、生活の安定を図りつつ自立を図ることができるよう支援している。

さらに、派遣労働者の解雇や雇止め等、非正規労働者の離職が急増し大きな問題となっている。彼らは、離職によって収入が得られなくなるとともに住居を失うといった生活困難に直面し、生活に困窮してしま

うおそれがある。このため、住居の確保を始め生活面に対する様々な支援を行うことにより、生活基盤が支えられ、また、就労支援により再び職を得て自立が図られるようになる。

このように、社会保障がセーフティネットとして機能し、人々が持てる力を発揮できるようにすることを通じて個人の自立が支えられている。また、自立した個人が支え手となることによって、社会保障が成り立っている。

社会保障について、内容を分類すると①自立した生活の経済的基盤となる所得の保障、②地域生活や家庭生活を支える社会サービスの保障（医療・介護サービスなど）、③持続可能な社会の担い手となる次世代の育成を支える給付・サービスの保障（児童手当、子育て支援サービスなど）の三つの分野に分けることができる。我が国社会が経済的危機に直面し、多くの人が職を失う中で①自立した生活の経済的基盤となる所得の保障の観点から人々の自立を支えるセーフティネットとしては、人々が就労できるようにする雇用保険を含んだ雇用施策と生活に困窮した場合の最後のよりどころとなる生活保護などの福祉施策がある。雇用施策としては、以下のようなものがある。

- ・政府が管掌し、労働者が雇用される事業を適用事業とし、雇用される労働者は原則として被保険者となる雇用保険制度により、失業した場合には基本手当、早期に再就職した場合には就業促進手当などが支給される。
- ・失業した場合には公共職業安定所等において職業紹介を受けることができる。
- ・地域等における雇用機会の創出・確保、職業能力の開発と向上のための公共職業訓練の実施、就職困難者を雇い入れる事業主に対して賃金の一部を助成する等による雇用機会の確保などにより失業者の再就職等を支援するとともに、企業の雇用維持の努力に対する助成などにより失業の防止に努めている。

また、福祉施策としては、以下のようなものがある。

- ・障害者の生活の安定を図るため年金や手当を支給している。
- ・母子家庭の生活の安定と自立を目的として児童扶養手当を支給している。
- ・職を失った低所得者世帯等に対し、経済的自立や生活意欲の助長を促進し、安定した生活を確保することを目的に、生活に必要な資金の貸付を行っている。
- ・資産、能力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する場合には、生活保護制度により、最低限度の生活を保障している。

雇用施策や福祉施策は、人々が離職等生活困難に直面したり、生活に困窮したりした場合のセーフティネットとして重要な役割を果たしている。こうした施策の展開に当たっては、人々が生活困難に直面した場合に、生活に困窮してしまわないうちに、再び自分の足で立ち上がれるようにする観点が重要である。

このため、例えば、昨今の厳しい経済情勢下で離職とともに住居等の生活基盤を失った人に対し、生活基盤を支えつつ、就労できるようにする観点から、職業訓練の拡充と訓練期間中の生活保障の実施をしたり、住居を喪失した離職者等を対象として住居・生活支援を行ったりするなど、雇用施策と福祉施策の両面を拡充し、社会保障のセーフティネットが有効に機能するよう、施策の充実が図られてきている。

以下では、自立を取り巻く環境の変化を概観した上で、様々な場面において、雇用施策と福祉施策とが相まって実施され、セーフティネットとして機能し、人々が持てる力を発揮できるようにすることにより、個人の自立を支えている姿を見ていくこととする。

第2節 個人の自立を取り巻く環境の変化

我が国の社会経済情勢の変化は、個人の自立の在り方にも影響を与えている。近年、少子高齢化に伴う単独世帯の増加、地域のつながりの希薄化、正規従業員に比べて企業への帰属度が弱く生活設計・将来設計を企業に頼れない非正規労働者の増加などの現象が見られている。個人の自立をめぐる状況は厳しくなっており、人々が困難に直面した場合にセーフティネットとして機能し、その人が再び立ち上がって能力を発揮できるようにする仕組みがこれまで以上に重要になっている。

そこで本節では、個人の自立を取り巻く環境の変化について、詳しく見ていくこととする。

1 中期的に見た環境の変化

まず、個人の自立を取り巻く環境変化の中期的な大きな変化として、我が国の少子高齢化の進行に伴う様々な現象や経済・産業構造の変化等について述べることとする。

(1) 少子高齢化の進行に伴う人口構造等の変化

1) 人口構造の変化

我が国は2005（平成17）年に人口減少局面に入った。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（以下「新人口推計」という。）¹によれば、今後、一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会になる見通しとなっている。そのうち、出生中位・死亡中位の推計によれば、2055（平成67）年には合計特殊出生率は1.26、人口は9,000万人を下回り、高齢化率は約4割、1年間に生まれる子どもの数は50万人を下回る、という姿が示されている（図表1-2-1）。

同推計によると、まず、2005年から2030（平成42）年の間には、1,091万人と65歳以上の高齢者の急激な増加が見込まれる一方、15～64歳人口は団塊ジュニア世代（1971（昭和46）～1974（昭和49）年生まれ）がなお現役であり、減少は1,702万人となる見通しである。次に、2030～55年になると、団塊ジュニア世代が高齢者となる一方で、団塊ジュニア世代の子ども世代（1995（平成7）年生まれ～）には、現在のところ大きな出生数の山が出現していないため、65歳以上人口は2055年にも2030年とほぼ同規模となる一方、15～64歳人口は2,145万人の減とより急速に減少する見通しとなっている。この結果、高齢化率は、2005年の20.2%から2030年には31.8%、2055年には40.5%と4割を超える見込みとなっている。

2) 労働力人口の減少

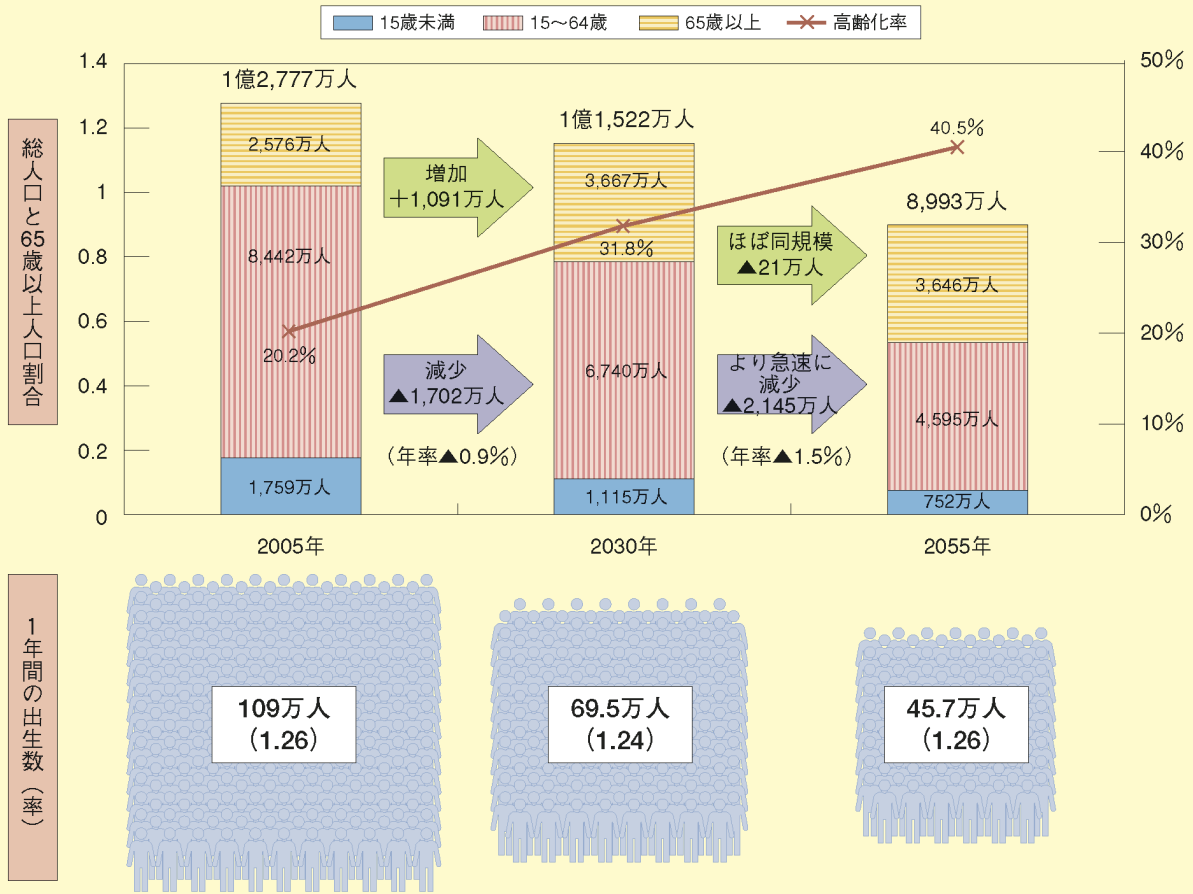
このような人口構造の変化に伴い、労働力人口の減少や我が国経済社会の持続的発展への影響が懸念されている。

まず、2030年までの人口構造について見れば、2030年における22歳以上の世代は現在既に生まれていることから、今後は、すべての人の意欲と能力に応じて働くことのできる環境整備に努め、労働力人口の減少の緩和を図ることが必要となっている。独立行政法人労働政策研究・研修機構の推計によれば、仮に、労働力率が2006（平成18）年と同水準で推移した場合には、労働力人口は2030年には2006年と比較して約1,070万人減少することが見込まれているが、今後、各種の雇用施策を講ずることにより、労働市場への参加が進んだ場合には、労働力人口の減少は約480万人にとどまることが見込まれている。

¹ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査、人口動態統計等の実績統計データに基づき、将来の男女・年齢別人口を推計したもの。近年は5年ごとに実施している。その前提となる将来の出生・死亡・国際人口移動の推移は、過去の実績推移とすう勢を将来に投影して算出したもので、①政策効果を織り込んだ政策目標とは異なる点、②実績の人口統計データで捕捉できない将来の社会・経済状況の変動を織り込んだものではない点、③国民の結婚や出産の希望を反映したものではない点などに留意する必要がある。

次に、2030年以降において21歳以下の世代はこれから生まれる世代であって、今後の出生動向の変化によりその数はまだ変動する余地があるが、新人口推計によれば、生産年齢人口は、それ以前と比べて急激に減少し、これに伴い労働力人口の急速な減少が懸念される。

図表1-2-1 今後の人口及び年齢構成の変化と出生数（合計特殊出生率）の見通し



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（出生中位・死亡中位の場合）

一方、新人口推計の前提となっている今後の結婚や出産の動向（1990（平成2）年生まれの女性の生涯未婚率23.5%、夫婦完結出生児数1.70人、2055年の合計特殊出生率1.26）と、国民が希望する結婚や出産（約9割が結婚を希望、希望子ども数2人以上）には大きなかい離が存在している。結婚や出産は言うまでもなく個人の決定に委ねられるものであるが、現に国民の希望と現実の間にかい離が存在しており、それが将来の社会経済に大きな影響を及ぼすことを考えると、何よりもまず、国民の希望する結婚や出産・子育てを実現する社会経済環境を整備することが不可欠となっている。

3) 世帯の状況や地域社会の変化

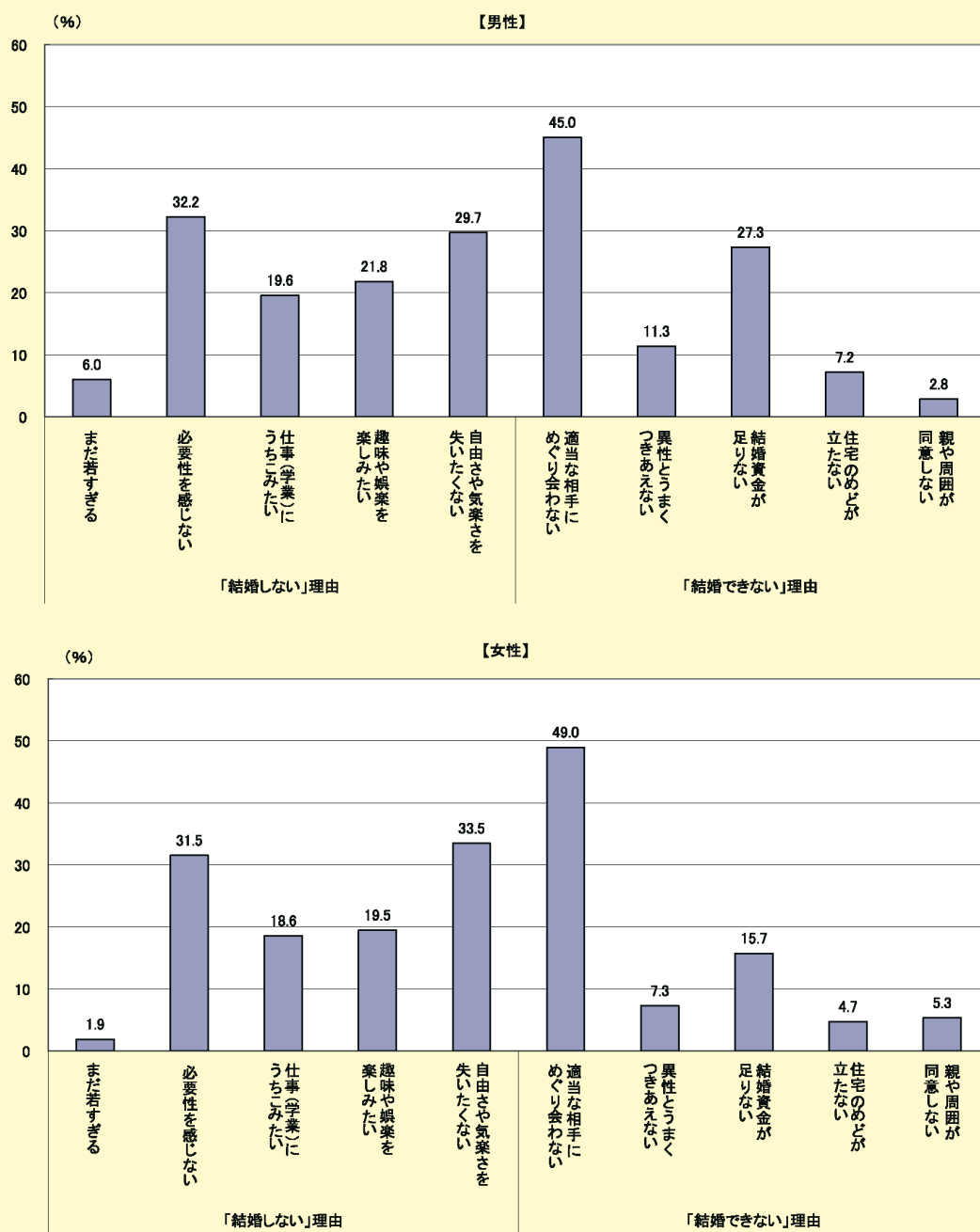
ここでは、結婚の動向、親との同居、単独世帯の増加といった世帯の状況と併せて、地域社会の変化についても述べることにする。

（結婚の動向）

結婚の動向を見ると、晩婚化、未婚化が進展している。平均初婚年齢は男女とも1970年代半ば以降、上昇を続けており、2008（平成20）年には男性で30.2歳、女性で28.5歳となった（厚生労働省「平成20年

人口動態統計月報年計（概数）」）。晩婚化に伴い、20歳代から30歳代の未婚化も進展しており、2005年に男性30～34歳の未婚率は47.1%、女性25～29歳の未婚率は59.0%などとなっている（総務省統計局「平成17年国勢調査」）。

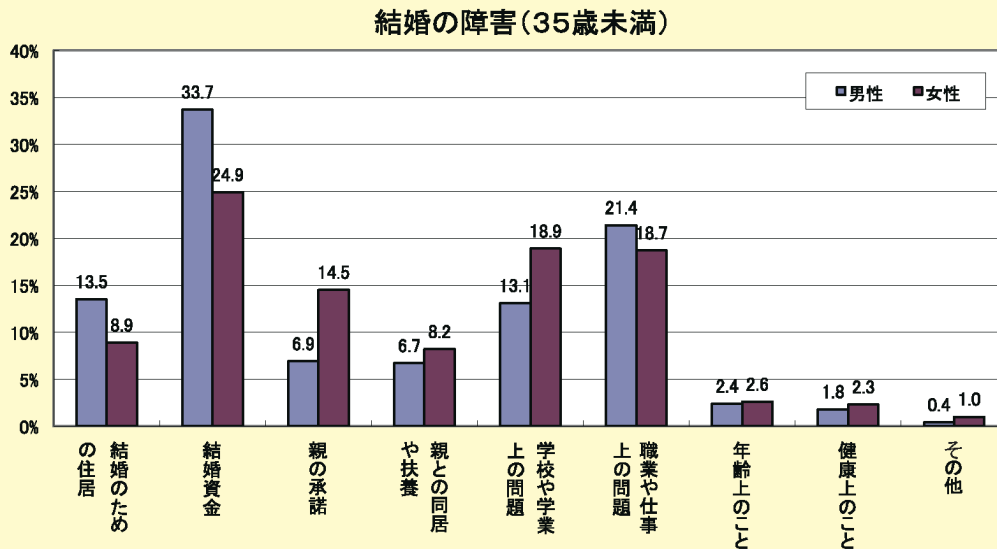
図表1-2-2 独身にとどまっている理由（25～34歳）



資料:国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(独身者調査)」（2005年）より厚生労働省政策評価官室作成。
 (注)未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択)としてあげているかを示す。

こうした晩婚化、未婚化等の背景には様々な背景が考えられるが、25～34歳の未婚者が独身にとどまっている理由について、国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査（独身者調査）」（2005年）により見てみると、結婚「できない」理由の中では「適当な相手にめぐり合わない」の次に「結婚資金が足りない」が特に男性で多くなっており3割弱である（図表1-2-2）。また、結婚意欲がある35歳未満の未婚者が、1年以内に結婚するとしたら障害になることがあるか、という問いに対して最大の障害としてあげている事項としては、男女とも「結婚資金」が一番多くなっている（図表1-2-3）。

図表1-2-3 結婚の障害（35歳未満）



資料:国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(独身者調査)」(2005年)より厚生労働省政策評価官室作成。
 (注1)結婚意欲がある35歳未満の未婚者で、1年以内に結婚するとしたら障害になることがあると思う者の最大の障害。
 (注2)不詳を除いた総数に対する割合(%)である。

また、厚生労働省「第6回21世紀成年者縦断調査」(2007(平成19)年度)により、仕事の有無・就業形態別に過去5年間に結婚した割合を見ると、女性では「正規」27.7%、「非正規」24.5%、「無職」27.6%と就労状態による大きな差は見られないが、男性は「正規」で24.0%である一方、「非正規」は12.1%とほぼ半分、「無職」は9.0%となっているとともに、男女ともに、所得額が高くなるほど過去3年間に結婚した割合が高くなる傾向がある(図表1-2-4、図表1-2-5)。

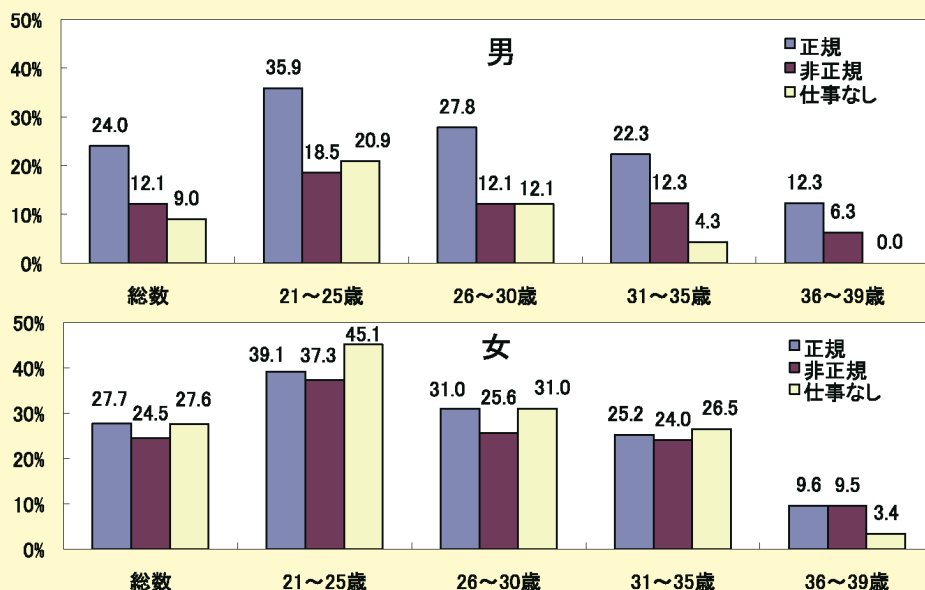
「第13回出生動向基本調査(独身者調査)」で見た結婚「できない」理由の中では、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多いなど若者の結婚行動の変化の背景には様々な要因があり、必ずしも経済的制約に帰することはできないが、以上のことから、安定した職に就ける若者を増やすことは、経済的事由がネックで結婚できないという若者に対して、結婚を前向きに考えられる方向に影響を与えるであろうと考えられる。

(親と同居する未婚者の状況)

国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」により、独身者の就業状況別親との同居率の推移を見ると、男性では「パート・アルバイト」、「無職・家事」、「自営業等」でおおむね7割台から9割と高く、「正規雇用」で6割台から7割台と低くなっている。女性では、学生を別にすると就業状況による差は少ないが、「正規雇用」では比較的的低く、「無職・家事」、「パート・アルバイト」で比較的高くなっている(付表1-2-1)。

親と同居している低収入や無収入の未婚者については、親との同居により生活が成り立っていることが推測されるが、こうした人々が早期に安定した職に就き、親世帯から自立できるように支援することが急務となっている。

図表1-2-4 仕事の有無・就業形態別過去5年間に結婚した割合



資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「第6回21世紀成年者縦断調査」(2007年)

(注1)集計対象は、第1回独身で第6回まで回答を得られている者である。

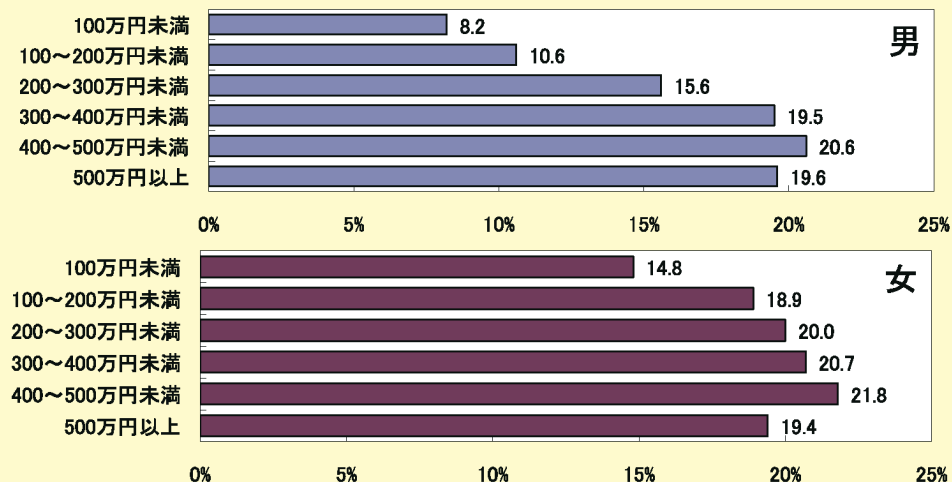
(注2)年齢は、結婚後の年齢である。

(注3)就業形態は、結婚前の状況である。

(注4)「結婚した」には、この5年間に結婚した後離婚した者を含む。

(注5)5年間で2回以上結婚している場合、最新の結婚の状況について計上している。

図表1-2-5 所得額階級別過去3年間に結婚した割合



資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「第6回21世紀成年者縦断調査」(2007年)

(注1)集計対象は、第3回独身で第6回まで回答を得られている者である。ただし、調査と調査の間に結婚し、かつ離婚した者を除く。

(注2)所得額は、結婚前の状況である。

(注3)所得額の「100万円未満」には所得なしを含む。

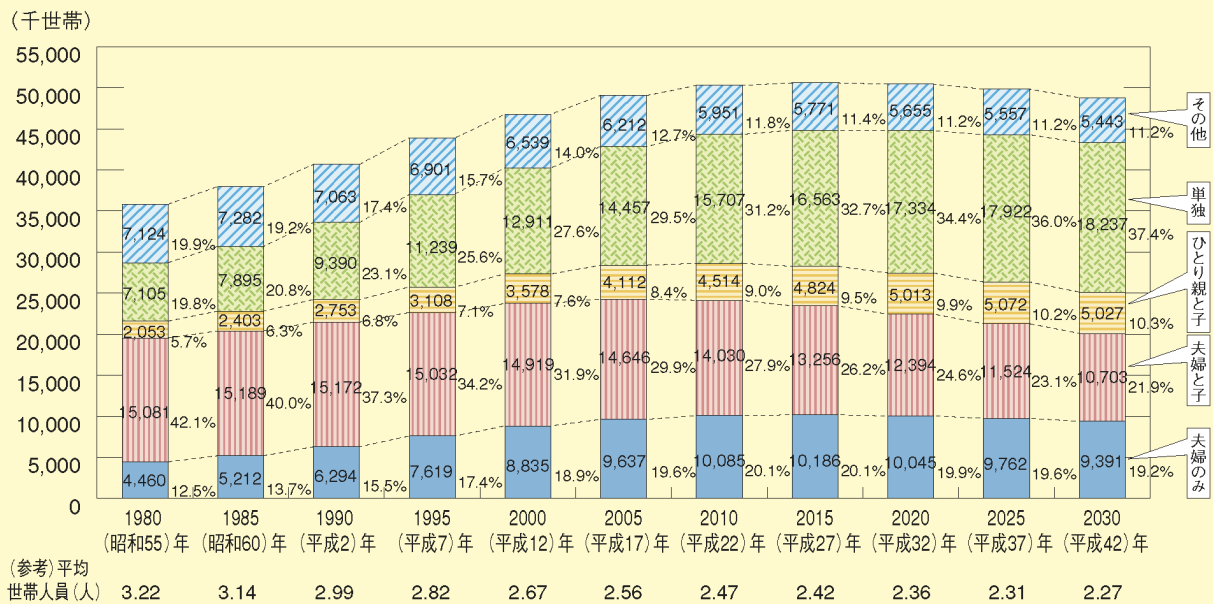
(注4)3年間で2回以上結婚している場合、最新の結婚の状況について計上している。

(単独世帯の増加)

人口構造の変化は世帯の状況にも影響を与えられとされる。国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）2008年3月推計」により、家族形態のこれまでの変化と今後の推計について見てみる。まず、平均世帯人員は、戦後ほぼ一貫して減少しており、1980（昭和55）年には3.22人であったが、2005年には2.56人となっている。家族類型別に推移を見ると、「夫婦と子から成る世帯」は1980年には全世帯の42.1%を占めていたが、2005年には29.9%に低下している一方、「夫婦のみの世帯」は1980年に12.5%であったが2005年に19.6%、「単独世帯」は1980年に19.8%であったが2005年には29.5%と上昇している（図表1-2-6）。

「単独世帯」は今後も一層の増加が見込まれており、2030年には37.4%を占めるとされている。単独世帯は、世帯員相互のインフォーマルな支援が期待できないことから、相対的に失業、疾病、災害といった社会的リスクに弱く、地域や社会による支援がより必要になると考えられる。また、単独世帯の増大は、介護を始めとした支援を要する世帯の増大や負担能力の減少など、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

図表1-2-6 家族類型別一般世帯数と平均世帯人員の推移



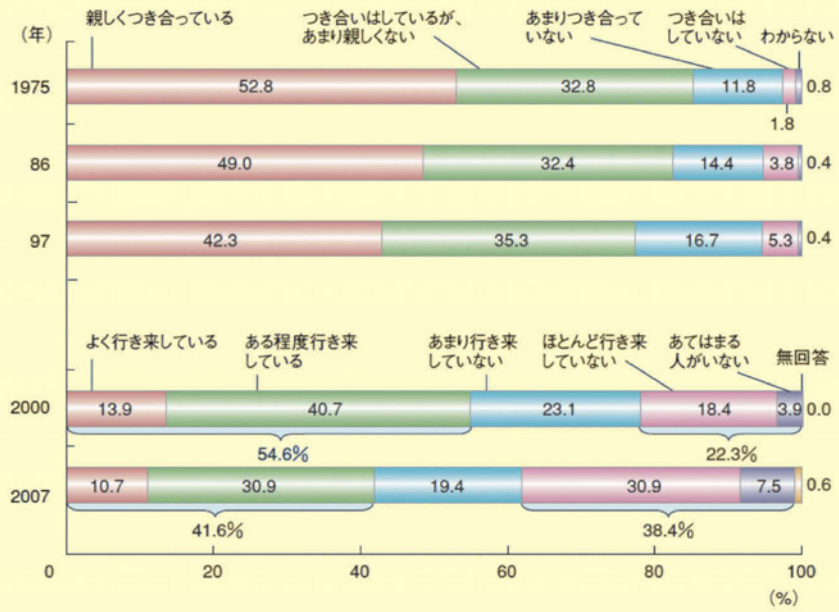
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）2008年3月推計」
 (注) 集計の出発点となる基準人口は、総務省統計局「国勢調査」（2005年）に調整を加えて得たものである。

(地域社会の変化)

単独世帯の増加と同時に、地域社会におけるつながりが希薄化する傾向が見られる。近所付き合いの程度の推移について、内閣府「国民生活白書」（2007年）により見てみると、「親しくつき合っている」割合は1975（昭和50）年の52.8%から1997（平成9）年の42.3%に、「よく行き来している」割合は2000（平成12）年の13.9%から2007年の10.7%に低下する一方、「あまりつき合っていない」や「つき合いはしていない」、「あまり行き来していない」や「ほとんど行き来していない」が増加しており、近隣関係の希薄化が進んでいることが表れている（図表1-2-7）。

また、内閣府「国民生活選好度調査」（2007年）によると、10年前に比べた地域のつながりの変化については、「変わっていない」との回答が46.5%と最も高いが、弱くなっていると考えられる人（「弱くなっている」と「やや弱くなっている」の合計）が30.8%となっている（図表1-2-8）。

図表1-2-7 近所付き合いの程度の推移



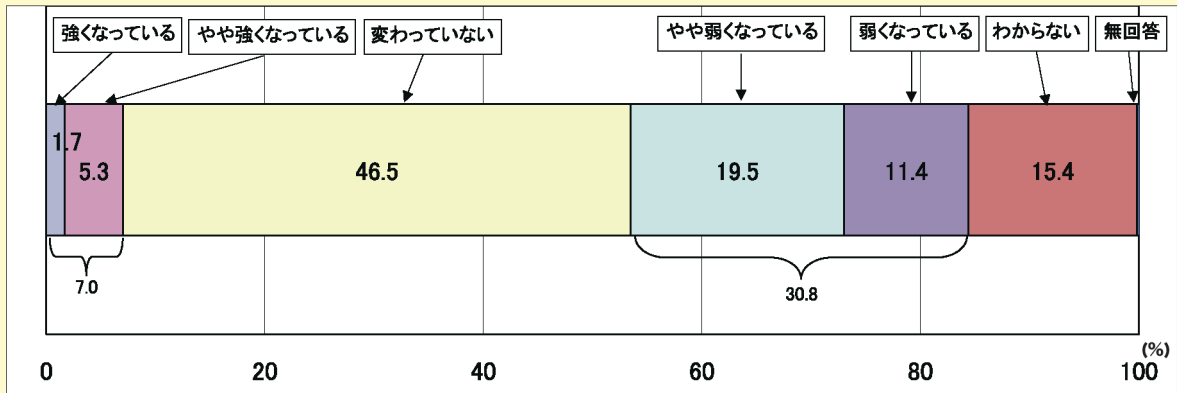
資料：内閣府「国民生活白書」（2007年）

（注1）1975・1986・1997年は内閣府「社会意識に関する世論調査」、2000・2007年は「国民生活選好度調査」の特別集計。

（注2）1975・1986・1997年は「あなたは、地域での付き合いをどの程度していらっしゃいますか。この中ではどうでしょうか。」という問いに対し、回答した人の割合。2000・2007年は「あなたは現在、次にあげる人たち（「隣近所の人」）とどのくらい行き来していますか。（○はそれぞれ1つずつ）」という問いに対し、回答した人の割合。

（注3）回答者は、1975・1986・1997年は全国の20歳以上の者。2000年は、全国の20歳以上70歳未満の男女。2007年は、全国の20歳以上80歳未満の男女。

図表1-2-8 10年前と比べた地域のつながりの変化



資料：内閣府「国民生活選好度調査」（2007年）

（注）回答者は、全国の15歳以上80歳未満の男女3,383人。

(2) 企業における変化と働き方の変化

(企業を取り巻く環境の変化)

我が国の企業を取り巻く中期的な環境変化について見ると、経済のグローバル化やサービス産業化、IT化といった経済・産業構造の変化が進展している。

1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、我が国経済は長期的に低迷した。厳しい経済環境の中で、企業の雇用人員や生産・営業用設備の過剰感は1990年代から急激に高まり、2000年代初頭まで高い水準で推移した(図表1-2-9)。

長期的な経済低迷と同時に、経済のグローバル化により国境を越えた資本や労働力の移動が活発化するとともに、幅広い産業で規制緩和等が進展し、これらを背景として、我が国の企業間競争は厳しさを増し、企業のコスト意識が強まることとなった。このため、企業は、設備投資を抑えるとともに、雇用面でも採用の抑制やリストラを行ってきた。

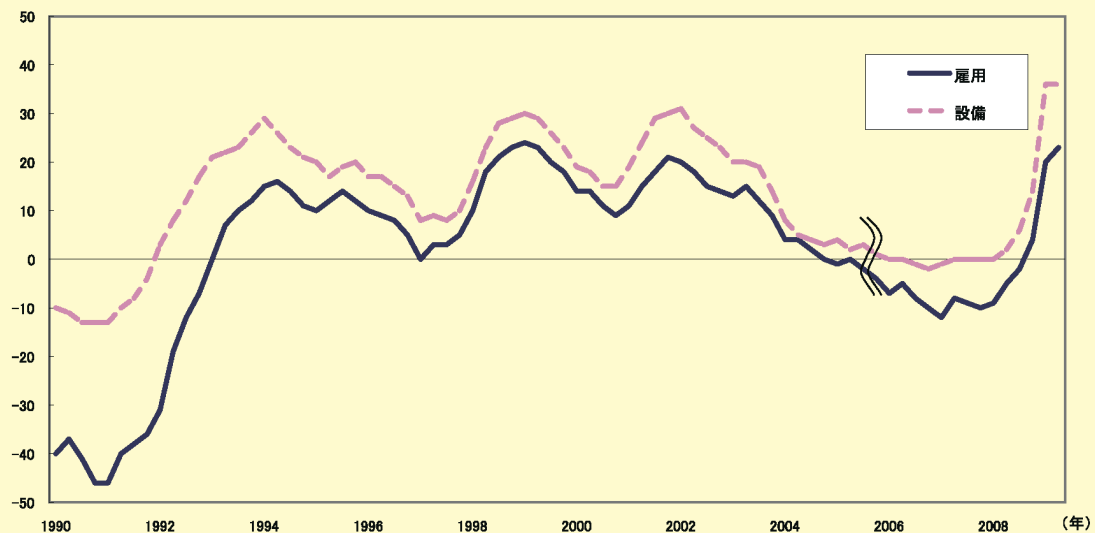
(企業における採用の傾向)

1990年代以降、厳しい経済低迷の中で採用の抑制が続いていたが、我が国の企業においては、従来、採用に当たっては長期雇用を前提として新規学卒者を一括して採用する慣行があると言われてきた。

厚生労働省「雇用管理調査(2001(平成13)年)」によると、企業規模別に見た「全採用者に占める中途採用者の割合」が、10%未満とする企業は「5,000人以上」、「1,000~4,999人」、「300~999人」のすべての規模で3~4割が最も多くなっており、全採用者に占める中途採用者の割合を30%未満の企業割合で見た場合では「5,000人以上」で67.3%、「1,000~4,999人」で58.4%、「300~999人」で51.2%となっていることから、大企業をはじめとする大半の企業において、新卒一括採用が主流であることがわかる(図表1-2-10)。また、社団法人日本経済団体連合会「2008年度・新卒者採用に関するアンケート調査」においても、年間新規採用者に占める中途採用の比率が0%の企業割合は13.9%、10%程度が33.6%、20%程度が19.7%、30%程度が11.7%となっており、30%程度以下の企業が合計で約8割を占めている。

図表1-2-9 雇用DI、設備DIの推移

(過剰-不足、%ポイント)



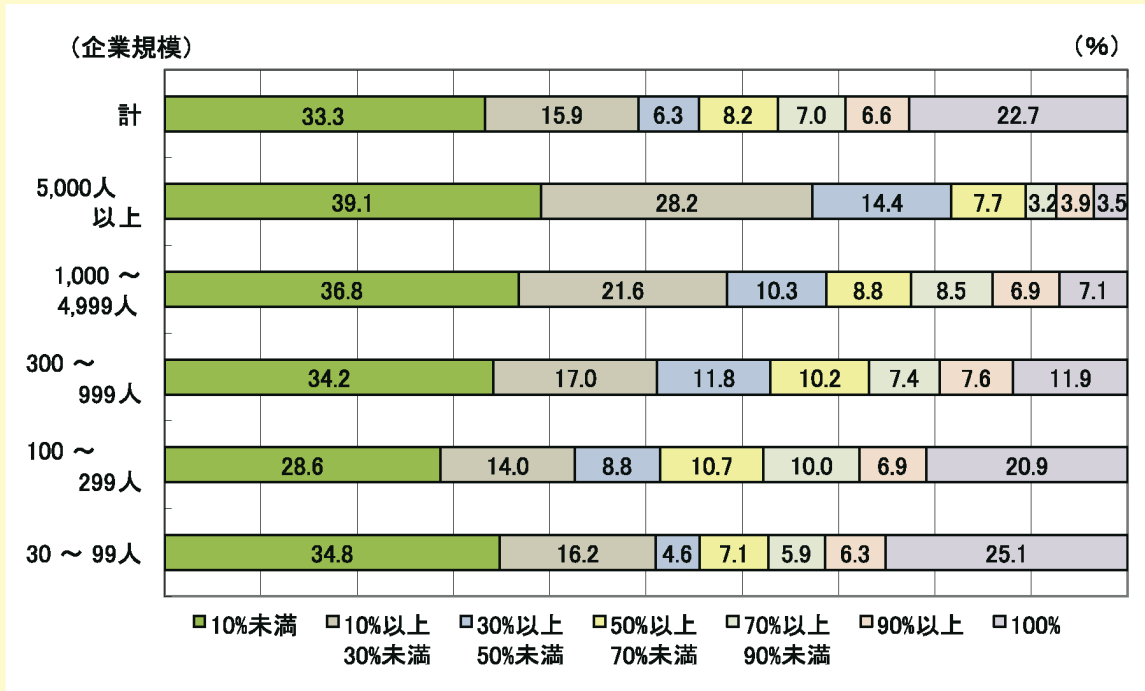
資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注1) 雇用人員、生産・営業用施設について、「過剰」と回答した割合から「不足」と回答した割合を引いたもの

(注2) 雇用人員については全規模、全産業の数値。

(注3) 生産・営業用設備については全規模、製造業の数値。

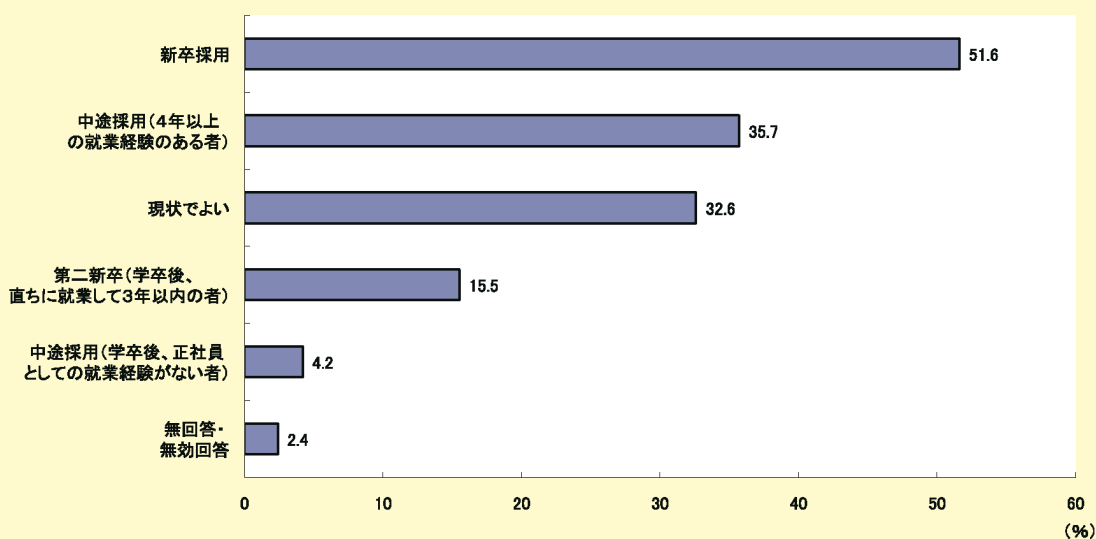
図表1-2-10 全採用者に占める中途採用者の割合別企業数の割合（企業規模別）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「雇用管理調査」（2001年）

さらに、内閣府「企業の採用のあり方に関する調査」（2006年）によると、今後の正社員の採用方針についても、新卒採用を増やしていきたいと考える企業が51.6%と最も多くなっている（図表1-2-11）。

図表1-2-11 今後の正社員の採用方針



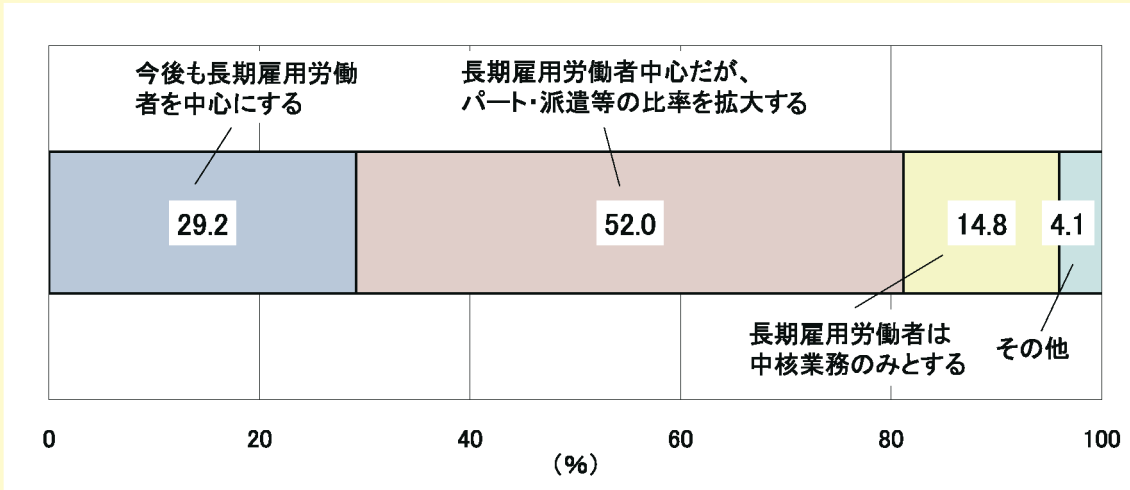
資料：内閣府「企業の採用のあり方に関する調査」（2006年）

（注1）回答企業は、全国の従業員規模30人以上の企業963社。

（注2）企業に対して、「今後の正社員の採用方針について「正社員の採用人数の内訳のうち、どの種類の割合を増やしていきたいとお考えですか。（○は3つまで）」と聞いた問いに対する回答。

一方で、今後の雇用形態の組合せに関する企業経営者の考え方を社団法人日本経済団体連合会「春季労使交渉に関するトップ・マネジメントのアンケート調査（2004（平成16）年）」により見ると、長期雇用を基本と考える企業経営者の割合は8割強を占めており、現在でも、多くの企業経営者が長期雇用を基本と考えている。ただし、長期雇用労働者中心だが、パート・派遣等の比率を拡大すると答えた企業経営者も半数以上を占めており、我が国の長期雇用慣行は原則としては維持されつつも、正規従業員以外の就業形態を積極的に活用しようとする意識は、なお多くの経営者の中にみられる（図表1-2-12）。

図表1-2-12 今後の雇用形態の組み合わせ



資料：（社）日本経済団体連合会「2004年春季労使交渉に関するトップ・マネジメントのアンケート調査」
 （注）調査対象は日本経団連会員企業及び東京経営者協会会員企業2091社の労務担当役員（有効回答率は26.1%）。

（多様な働き方が増加）

前述のような経済・産業構造の変化の中で、労働者の働き方に関する価値観も多様化し、企業と労働者の双方のニーズを背景として、正規従業員以外の多様な働き方が増加してきた。

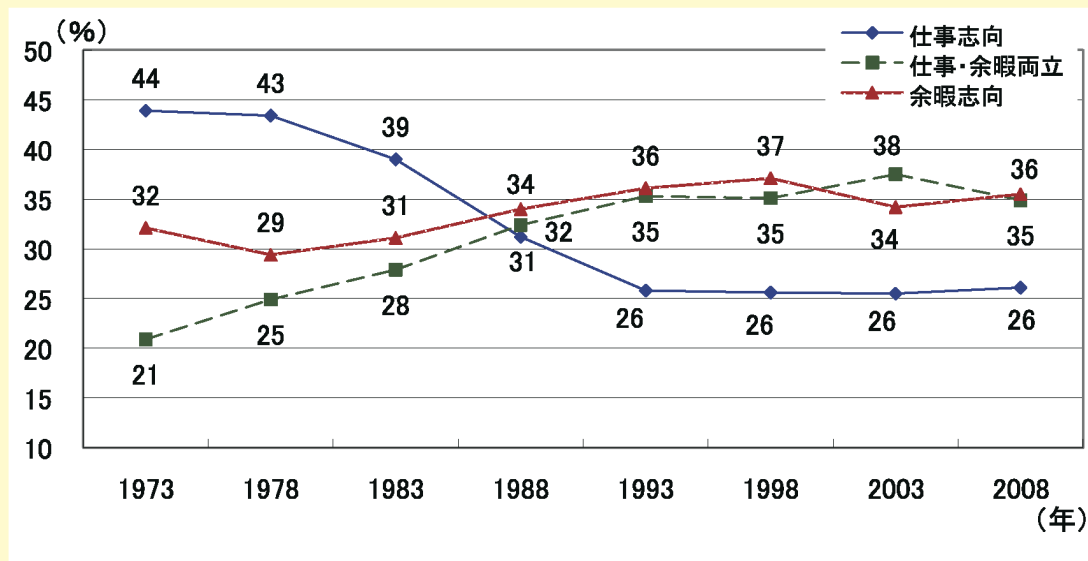
すなわち、グローバル化の進展等により企業間競争が一層厳しくなり、企業のコスト意識が高まることとなり、非正規労働者の活用が増えてきた。一方、労働者の働き方に関する価値観を見ると、長期的に「仕事志向」が低下するとともに「余暇志向」と「仕事・余暇の両立」が上昇しており（図表1-2-13）、また、「会社のためなら自分の生活を多少犠牲にするのは当たり前だ」と考える労働者の割合は、1987（昭和62）年には47.0%であったのが、2003（平成15）年には34.4%に低下している²。

これらを背景として多様な働き方が増加し、非正規労働者数は景気動向からも影響を受けながら増加しており、1995年に1,000万人を超え、2008年には1,760万人となっている。一方、正規雇用者数は、1990年代半ばまで緩やかに推移した後1998年以降減少傾向となり、2005年に3,374万人まで減少した後緩やかに推移し2008年は3,399万人となっている（図表1-2-14）。

また、非正規労働者の全雇用者（役員除く）に占める割合を見ると、1985（昭和60）年には16.4%であったが、1990年代後半から2000年代前半にかけて大きく上昇し、2003（平成15）年以来3割を超えて推移しており、2008年には34.1%まで上昇した（図表1-2-15）。

² 回答者は従業員規模100人以上の事業所等の従業員である（資料：労働省「日本的雇用慣行の変化と展望」（1987年）、独立行政法人労働政策研究・研修機構「企業の人事戦略と労働者の就業意識に関する調査」（2003年））。

図表1-2-13 仕事と余暇のあり方



資料：NHK放送文化研究所「『日本人の意識』調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成。

(注1) 各項目の内容は以下のとおり。

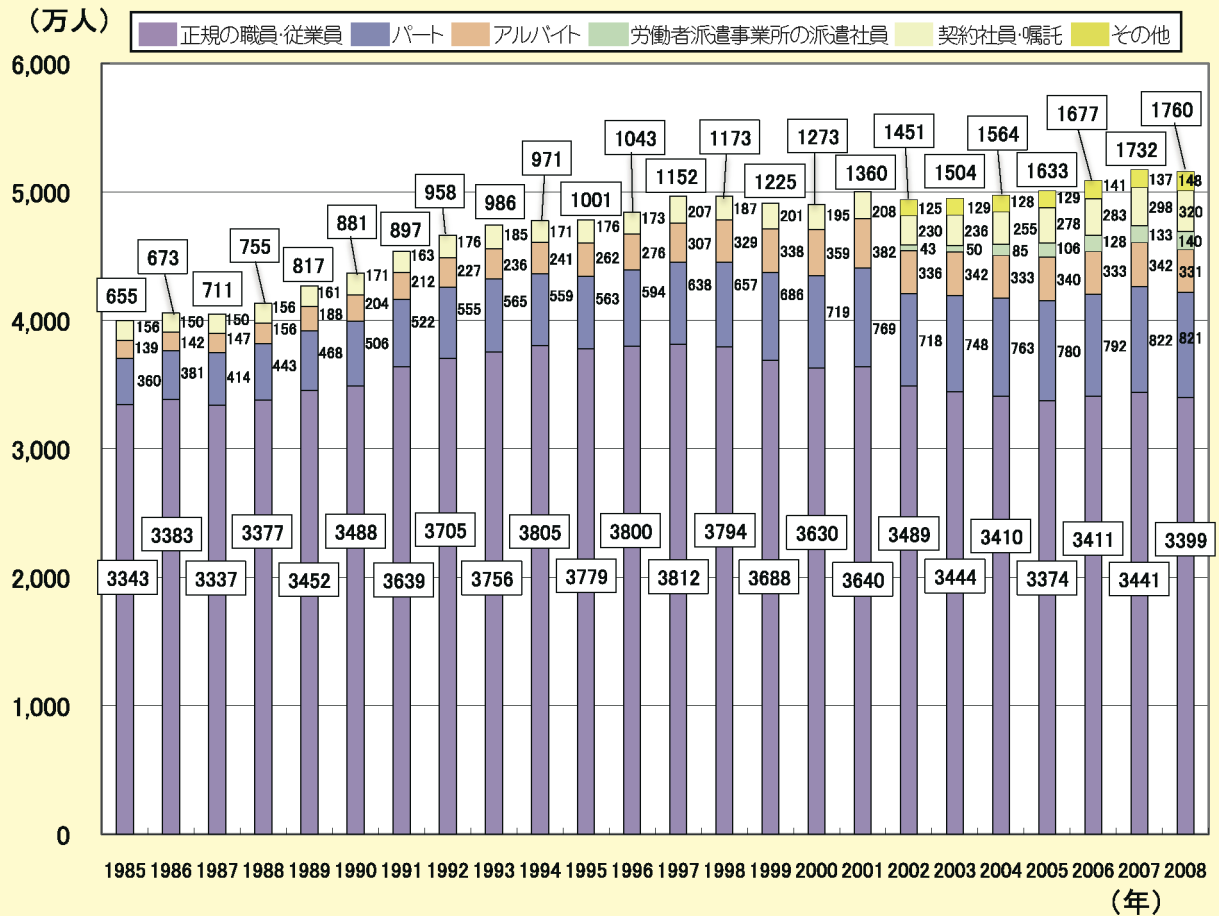
仕事志向：「仕事に生きがいを求めて、全力を傾ける」と「余暇も時には楽しむが、仕事のほうに力を注ぐ」の合計。

仕事・余暇両立：「仕事にも余暇にも、同じくらい力を入れる」

余暇志向：「仕事よりも、余暇の中に生きがいを求める」と「仕事はさっさとかたづけて、できるだけ余暇を楽しむ」の合計。

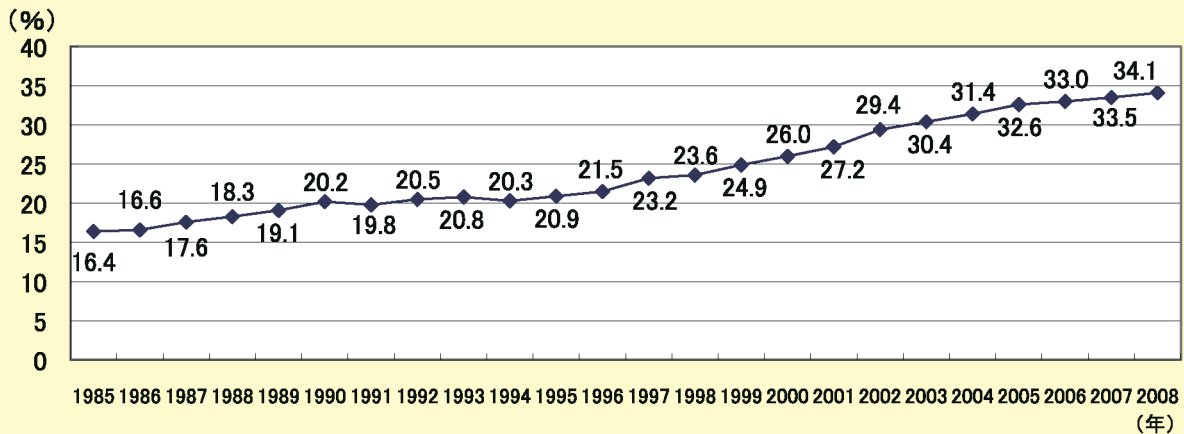
(注2) 図表は、回答のうち「その他」と「わからない、無回答」は省略して作成している。

図表1-2-14 雇用形態別雇用者数



資料：総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細集計）」
 (注1) 1985～2001年は各年2月、2002～2008年は年平均である。
 (注2) ここでは2001年以前について、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」、「その他」を「派遣・契約・嘱託・その他」にまとめている。
 (注3) 図表中、線囲みは、「正規の職員・従業員」と「正規以外の職員・従業員」の数である。

図表1-2-15 役員を除く雇用者に占める正社員以外の雇用者の割合



資料：総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細集計）」
 (注) 1985～2001年は各年2月、2002～2008年は年平均である。

2 足下の厳しい経済情勢

我が国の景気は、2002（平成14）年から回復が続いてきたが、2008（平成20）年の世界の金融危機を契機として世界的に景気が後退する中で、急速に悪化し、2008年度の国内総生産（GDP）の実質成長率は、マイナス3.3%と戦後最悪のマイナス成長となった。

雇用情勢は急速に悪化しており、厳しい状況にある。完全失業率は上昇しており2009（平成21）年5月は5.2%、完全失業者数は7か月連続で増加し同月に347万人となった。有効求人倍率は一段と低下しており、同月に0.44倍となった。また、非正規労働者の雇止め等の状況については、2008年10月から2009年9月までに離職及び離職予定となる者が約22万9千人となった（厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について（7月報告）」（2009年））（図表2-5-10参照）。

人々の生活意識や、勤め先での雇用・処遇の不安感の動向にも悪化傾向が見られる。日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」（2009（平成21）年6月調査）によると、「現在の景況感DI」（「良くなった」－「悪くなった」）は、2006（平成18）年9月時点では▲11.0%ポイントであったのが2009年3月時点では▲81.4%ポイントとなり、「暮らし向きDI」（「ゆとりが出てきた」－「ゆとりがなくなってきた」）は、同時点で▲39.6%ポイントから▲57.0%ポイントとなっている。

また、1年後を見た勤労者の勤め先での雇用・処遇の不安については、「かなり感じる」が同時点で35.9%から41.9%と増加する一方「あまり感じない」が18.7%から12.6%と減少した。